

## 第2 補助要件及び経費について

### 1 兼業・副業人材活用

補助要件	<p>補助金の交付の対象となる事業は、DXの推進やデジタル化、その他自社の経営課題を解決するため、専門的な知識・経験を有する人材を副業・兼業の形で活用するもので、次のアからオのいずれにも該当するものとします。</p> <p>ア 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材ビジネス事業者一覧(※1)に登録されている人材紹介事業者による紹介を通じ、人材を副業・兼業の形態で雇用又は委託契約等を結ぶこと(※2)。</p> <p>イ マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、副業・兼業人材の専門的な知見やノウハウを必要としない業務ではないこと。また、士業や医師等の専門資格を有する者が当該資格に関して行う業務でないこと(※3)。</p> <p>ウ 事前申請承諾通知前に内定・契約等した人材ではないこと。</p> <p>エ 親会社等、資本関係を有する企業等で雇用されている者を活用するものではないこと。</p> <p>オ 補助対象者の事業主又は役員等の3親等以内の親族を活用するものではないこと。</p> <p>(※1)<a href="https://www.kagawa-isf.jp/support/jinzai/professional/">https://www.kagawa-isf.jp/support/jinzai/professional/</a></p> <p>(※2)香川県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談は必須ではありません。</p> <p>(※3)「専門資格を有する者が当該資格に関して行う業務」の事例(対象外の事例) →医療法人が人手不足対策のために別の病院の医師にサポートを依頼する 等</p>
補助対象経費	<p>・兼業等により活用する専門的な知識等を有する者の紹介を受けた場合の仲介手数料等(採用の決定までに生じた経費を除く。)</p> <p>・兼業等により活用する専門的な知識等を有する者に対し支払うべき基本給(労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。)</p>

### 2 サイバーセキュリティ診断

補助要件	<p>補助金の交付の対象となる事業は、サイバーセキュリティについて、必要な対策を検討するために、外部の専門事業者による診断及び改善提案を受けるもので、次のアからウのいずれにも該当するものとします。</p> <p>ア IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が作成する「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(※1)を熟読すること。</p> <p>イ 実績報告書の提出時にIPAが定める「SECURITY ACTION」(※2)の「★一つ星」又は「★★二つ星」を自己宣言し、自己宣言IDを取得していること。「★一つ星」の場合は別途、IPAの「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」(※3)結果を提出すること。</p> <p>ウ 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト(※4)に掲載されている事業者が実施する診断であること。</p> <p>(※1)<a href="https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html">https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html</a></p> <p>(※2)<a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/</a></p> <p>(※3)<a href="https://www.ipa.go.jp/archive/security/guide/sme/5minutes.html">https://www.ipa.go.jp/archive/security/guide/sme/5minutes.html</a></p> <p>(※4)<a href="https://www.ipa.go.jp/security/service_list.html">https://www.ipa.go.jp/security/service_list.html</a></p>
------	---

補助対象経費	<p>委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断に要する経費</li> <li>・改善提案費用(診断の結果、その対策が必要とされたものの改善方策の提案に要する経費に限る。)</li> </ul> <p>※機器・ソフトウェアの導入・更新費用は対象外。</p>
--------	---

### 3 Webマーケティング高度化

補助要件	<p>補助金の交付の対象となる事業は、上流設計などの広報戦略を策定することにより、Webマーケティングを高度化し、事業活動の効率化や差別化を図るもので、次のアからエのいずれにも該当するものとします。</p> <p>ア 自社の事業内容や採用活動などの宣伝ではなく、既存の商品等のマーケティング戦略であること。発売予定の新商品等については、実績報告書の提出時に発売済みであること。</p> <p>イ ダイレクトメール、チラシ、看板等の媒体ではなく、Web媒体を用いたマーケティング戦略であること。</p> <p>ウ 既に策定・実施しているマーケティング戦略と比較して、課題等を分析し、新たに策定したことが明確に分かる戦略であること。初めてマーケティング戦略を策定する場合は、市場や自社分析等を踏まえた戦略であること(単にWeb媒体へ出稿する戦略は対象外。)</p> <p>エ 補助要件と同様の業務を実施した実績のある事業者が実施すること。</p>
補助対象経費	<p>委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング高度化のための設計及び戦略策定に要する経費</li> <li>・現状を分析し、及びその改善方策の提案に要する経費</li> </ul> <p>※マーケティング実証費用は対象外</p>

### 4 Webアクセシビリティ対応

補助要件	<p>令和6年4月の障害者差別解消法改正により、民間企業の障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化になったことから、合理的配慮を行うために必要な環境の整備として、自社ホームページ等のWebアクセシビリティ対応を行うもので、次のアからエのいずれにも該当するものとします。</p> <p>ア JIS X 8341-3:2016 の「レベルA配慮」表記(※1)が可能な分析・改修であること。</p> <p>イ JIS X 8341-3:2016 適合証明書(独自様式可)の作成・提出ができること。</p> <p>ウ 自社ホームページなどの公開されているWebコンテンツに関する分析・改修であること(従業員専用サイトなどは対象外。)</p> <p>エ 補助要件と同様の業務を実施した実績のある事業者が実施すること。</p> <p>(※1)情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」で定められた表記によります。</p> <p><a href="https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/">https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/</a></p>
------	---

補助対象経費	<p>委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等をアクセシビリティ対応とするための診断に要する経費</li> <li>・診断結果を踏まえた改修提案に要する経費</li> <li>・ホームページ等の改修に要する経費(ハードウェアに係るものを除く。)</li> </ul>
--------	--

## 5 補助対象経費全般に関する留意事項

- (1) 補助対象経費は、各事業メニューに必要な経費であって、補助金の事前申請承諾日から、令和9年2月26日(金)までに支払(補助事業者の口座からの支出)を完了した経費に限ります。
- (2) 消費税及び地方消費税は、補助対象となりませんので、補助対象経費は、税抜きの金額となります。
- (3) 請求書、領収書等の宛名は、必ず補助事業者である必要があります。宛名が補助事業者でないものについては、補助対象経費として認められません。
- (4) 経費の支払は、原則、銀行振込で行ってください。
- (5) 補助対象外となる経費は以下のとおりです。

補助対象外経費	補助事業の目的に合致しないもの
	必要な経理書類(請求書・領収書等)を用意できないもの
	事前申請承諾日以前に契約等を行った経費
	フランチャイズ本部や自社内部、それに類する者(※)との取引によるもの
	※ 役員が営む個人事業や役員及び役員親族が営む法人等
	金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、コンビニエンスストアでの支払手数料等
	公租公課
	仮想通貨、クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント、割引券、金券、商品券(プレミアム付き商品券を含む)、小切手、手形での支払、相殺による決済
	各種キャンセルに係る取引手数料等
	1取引10万円(税抜き)を超える現金支払
	補助事業期間内に支出が完了していないもの(分割払い、クレジットカード決済等の場合、金融機関等から引き落としが交付申請日までに完了していること)
	その他、補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるもの